

付録

各市町村におけるヤングケアラー支援体制づくりにおいて参考としていただける資料を付録として掲載しています。いずれも、2024 年度時点の内容となっておりますので、御了承ください。

○ モデル市町村 様式集

豊橋市、大府市、春日井市がヤングケアラー支援にあたって活用している、受付票、連絡票、アセスメントシートといった独自様式のサンプルを掲載しています。

- ・ アセスメント項目（豊橋市） 98
- ・ 市内小中高校への説明資料（豊橋市） 99
- ・ 市内小中高校へのアンケート（豊橋市） 100
- ・ 豊橋市のヤングケアラー支援における個人情報の取り扱い（豊橋市） 101
- ・ ヤングケアラー（疑いを含む）連絡票（大府市） 102
- ・ 社会福祉法に基づく個人情報の提供について（依頼文）（大府市） 103
- ・ ヤングケアラー支援会議 要否判定会議資料（大府市） 104
- ・ ヤングケアラー支援要否判定会議 結果（大府市） 106
- ・ ヤングケアラー支援連絡会議 記録（大府市） 107
- ・ YC アセスメントシート（春日井市） 108
- ・ 問診票（春日井市） 109

○ 支援者向けガイドブック フォーマット 111

豊橋市、大府市、春日井市が作成した「支援者向けガイドブック」の内容を参考に、各市町村が独自のガイドブックを作成する際に活用できるフォーマットです。

愛知県 Web ページに Word 形式データを掲載していますので、適宜改変して活用してください。

○ ヤングケアラー支援関係機関研修（地区別研修）ワークショップ資料 117

2024 年度に実施した、ヤングケアラー支援関係機関研修（地区別研修）の「多機関連携を考えるワークショップ」の資料を掲載しています。

多分野の機関・職種が参加する研修において、お互いの役割や機能を理解し合うようなワークショップになっています。多機関連携を目的とした研修を実施する際に、参考にしてください。

付録のデータは、
愛知県 Web ページ「ヤングケアラー支援の市町村モデル事業について」に掲載しています。
【URL】 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jidoukatei/aichiyoungcarer-model.html>
「愛知県 ヤングケアラー 市町村モデル事業」で検索

モデル市町村 様式集：アセスメント項目（豊橋市）

(No.)

年月日	取	扱	経	過	取	扱	者
R6.	0 時 00 分 ★アセスメントシート						
	▶主なケアの状況						
	対象：						
	内容：						
	頻度：						
	▶過去歴						
	・ R〇年〇月：						
	・ R〇年〇月：						
	：						
	：						
	▶ケアに対する本人の認識						
	▶学校生活・学業に関する状況						
	▶生活に関する状況						
	▶その他家族の状況・留意点・特記事項						
	【対応・方針】						
部長	課長	主幹	課長補佐	専門員	主査	担当	

モデル市町村 様式集：市内小中高校へのアンケート（豊橋市）

令和●年●月●日
豊橋あこども若者総合相談支援センター
ココエール

ヤングケアラー把握のための学校アンケート

この度は本市ヤングケアラー支援事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
今後の学校との円滑な連携及び協働の参考にさせていただくため、事前アンケートへのご協力をお願いいたします。アンケートの内容は教育委員会と共有することがあります。

○学校フェイスシート(統計処理の目的で利用します。)

学 校 名: _____ 小学校 ・ 中学校

教職員数: _____ 人(常勤の教職員及び講師)

児童・生徒数 _____ 人(全校児童・生徒数)

①学校でヤングケアラーを疑う児童・生徒は何人いますか？

学年	男子	女子	計(人)
1年生			
2年生			
3年生			
4年生			
5年生			
6年生			
計(人)			

②ヤングケアラーについてのご相談やご質問がある場合には、概要をご記入ください。

相談等の概要
相談等の概要

○アンケートにご協力いただきありがとうございました。

ヤングケアラーの把握件数については、本市全体の把握件数に計上して公表することがあります。

担当:こども若者総合相談支援センター 担当●● (電話●●●●●●●●●●)

<豊橋市のヤングケアラー支援における個人情報の取り扱い>

根拠法		児童福祉法	介護保険法	生活困窮者自立支援法	社会福祉法	子ども・若者育成支援推進法
会議体の名称	会連体の名称	要保護児童対策地域協議会	地域ケア会議	支援会議	支援会議	子ども・若者育成支援推進法
	守秘義務の有無（根拠）	有（同法第25条の5）	有（同法第115条の48⑤）	有（同法第9条⑤）	有（同法第106条の6⑤）	子ども若者支援地域協議会 有（同法第24条）
	罰則（根拠）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 （同法第61条の3）	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 （同法第205条②）	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 （同法第28条）	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 （同法第159条）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 （同法第34条）
	関係機関等に対する資料又は情報の提供等の協力依頼	できる（同法第25条の3①）	できる（同法第115条の48③）	できる（同法第9条③）	できる（同法第106条の6③）	できる（同法第20条の3）
関係機関等の協力義務（※）	協力義務（同法第25条の3②）	努力義務（同法第25条の3②）	努力義務（同法第115条の48④）	努力義務（同法第9条④）	努力義務（同法第106条の6④）	規定なし
	豊橋市要保護児童対策ネットワーク協議会 設置要綱	豊橋市地域ケア会議 実施要綱	豊橋市生活困窮者自立支援事業調整会議 設置要綱	豊橋市生活困窮者自立支援事業調整会議 設置要綱	豊橋市生活困窮者自立支援事業調整会議 設置要綱	豊橋市子ども・若者支援地域協議会 設置要綱
豊橋市担当課	子ども若者総合相談支援センター	子ども若者総合相談支援センター	子ども若者総合相談支援センター	子ども若者総合相談支援センター	子ども若者総合相談支援センター	子ども若者総合相談支援センター
	設置要綱 第5条	設置要綱 第7条 （要綱に記載なし）	設置要綱 第5条	設置要綱 第5条	設置要綱 第5条	設置要綱 第7条
守秘義務規定	・法務省名古屋支局豊橋支局総務課長 ・豊橋市医師会の代表 ・人権擁護委員の代表 ・教育委員の代表 ・民生・児童委員、主任児童委員の代表 ・保育園の代表 ・幼稚園の代表 ・豊橋市立小中学校長会の代表 ・子ども・若者総合相談支援センター 支援担当業務委託法人の代表 受託法人の代表 ・市民協創部 市民協創推進課長 ・福祉部福祉事務所 福祉福祉課長 ・市民病院医師 （市民病院児童虐待対策委員会委員長） ・教育委員会 生涯学習課長 ・東三河福祉相談センター 児童育成課 ・愛知県豊橋警察署 生活安全課 ・豊橋ひかり乳児院 ・豊橋若草育成園 ・豊橋平安寮 ・福祉部福祉事務所 生活福祉課 ・子ども未来部 子ども未来課 ・子ども未来部福祉事務所 子育て支援課 ・保育課 ・健康部保健所 健康政策課 ・健康増進課 ・健康部 子ども発達センター ・市民病院医事課 ・教育委員会 学校教育課 ・子ども未来部福祉事務所 子ども若者総合相談支援センター ・その他要保護児童対策のために必要な関係職員	・財務部 総務課 ・市民協創部 生活安全課 ・市民協創部 福祉政策課 ・福祉部 福祉政策課 ・国民年金課 ・長寿介護課 ・長寿福祉課 ・生活福祉課 ・総合老人ホーム ・子ども未来部 子育て支援課 ・子ども若者総合相談支援センター ・健康部 健康増進課 ・子ども保健課 ・教育委員会教育部 学校教育課 ・成年後見支援センター ・中央地域包括支援センター ・東部地域包括支援センター ・南部地域包括支援センター ・とよはし総合相談支援センター ・豊橋市社会福祉協議会 事務局長	・福祉部 福祉政策課 ・長寿介護課 ・生活福祉課 ・子ども未来部 子育て支援課 ・子ども未来課 ・子ども若者総合相談支援センター ・保育課 ・健康部 健康増進課 ・子ども保健課 ・教育委員会教育部 学校教育課 ・成年後見支援センター ・中央地域包括支援センター ・東部地域包括支援センター ・南部地域包括支援センター ・とよはし総合相談支援センター ・豊橋市社会福祉協議会 事務局長	・福祉部 福祉政策課 ・長寿介護課 ・生活福祉課 ・子ども未来部 子育て支援課 ・子ども未来課 ・子ども若者総合相談支援センター ・健康部 健康増進課 ・子ども保健課 ・教育委員会教育部 学校教育課 ・成年後見支援センター ・中央地域包括支援センター ・東部地域包括支援センター ・南部地域包括支援センター ・とよはし総合相談支援センター ・豊橋市社会福祉協議会 事務局長	・福祉部 福祉政策課 ・長寿介護課 ・生活福祉課 ・子ども未来部 子育て支援課 ・子ども未来課 ・子ども若者総合相談支援センター ・健康部 健康増進課 ・子ども保健課 ・教育委員会教育部 学校教育課 ・成年後見支援センター ・中央地域包括支援センター ・東部地域包括支援センター ・南部地域包括支援センター ・とよはし総合相談支援センター ・豊橋市社会福祉協議会 事務局長	・福祉部 福祉政策課 ・長寿介護課 ・生活福祉課 ・子ども未来部 子育て支援課 ・子ども未来課 ・子ども若者総合相談支援センター ・健康部 健康増進課 ・子ども保健課 ・教育委員会教育部 学校教育課 ・成年後見支援センター ・中央地域包括支援センター ・東部地域包括支援センター ・南部地域包括支援センター ・とよはし総合相談支援センター ・豊橋市社会福祉協議会 事務局長
備考	協議会の会議としては、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議がある	協議会の会議としては、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議がある	協議会の会議としては、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議がある	協議会の会議としては、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議がある	協議会の会議としては、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議がある	協議会の会議としては、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議がある
	協議会の会議としては、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議がある	協議会の会議としては、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議がある	協議会の会議としては、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議がある	協議会の会議としては、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議がある	協議会の会議としては、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議がある	協議会の会議としては、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議がある

個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づき場合（※ 法令上、資料又は情報の提供等の協力義務（努力義務）の規定がある場合、該当する）

二 ～七 略

モデル市町村 様式集：豊橋市のヤングケアラー支援における個人情報の取り扱い

モデル市町村 様式集：ヤングケアラー（疑いを含む）連絡票（大府市）

各施設 → こども家庭センター		ヤングケアラー（疑いを含む）連絡票 (分かる範囲で記載してください)
対象者	氏名	
	住所	
	所属	_____ 小学校 ・ 中学校 ・ 高校 _____ 年生
該当項目 (該当全てに☑)		☐ 障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている ☐ 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている ☐ 障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている ☐ 目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている ☐ 日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている ☐ 家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている ☐ アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している ☐ がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている ☐ 障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている ☐ 障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている ☐ その他 (_____)
確認時期	上記を最初に確認した時期を記載してください。 年 月 日頃	
詳細	把握した内容を記載してください。	

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

施設名 _____

報告者 所属 _____ 氏名 _____

モデル市町村 様式集：社会福祉法に基づく個人情報の提供について（依頼文）（大府市）

6 大福相第 号
令和 年 月 日

殿

大府市福祉総合相談室長

社会福祉法に基づく個人情報の提供について（依頼）

標記の件につきまして、社会福祉法第 106 条の 6 に規定するヤングケアラー要否判定会議を開催するにあたり、支援方針の検討等に必要なため、下記対象者に係る個人情報の提供をお願いいたします。

記

対象者氏名	
対象者住所	
対象者生年月日/学年	年 月 日（ 年）
ヤングケアラーの疑い（状況）	

- 【参考】社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- 第 106 条の 6 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。
- 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

【連絡先】
大府市役所 福祉総合相談室 担当：〇〇
電話：0562-45-6219
Mail:sodan@city.obu.lg.jp

ヤングケアラー支援会議 要否判定会議資料

管理番号 _____

受理年月日 R _____

要否判定会議 R _____

対象者 _____

1 通報者

通報者	本人 親 親以外の家族 関係機関（教育 福祉 医療 子育て その他） 具体的に：（ ）
通報者の氏名・連絡先	
相談経緯・関係機関の 場合は気付いた経緯 や様子	
何が問題で、何が課題 なのか	
ジェノグラム	

2 家族の基本情報

氏名（生年月日）	
所属	
住所	
疾患・障がい等	
氏名（生年月日・年齢）	
疾患・障がい等	
収入	
所得	
就労時間	

母	氏名（生年月日・年齢） 疾患・障がい等 収入 所得 就労時間	父親 母親 祖父 祖母 兄 姉 妹 その他
きもち たい	氏名（生年月日・年齢） 疾患・障がい等 収入 所得 就労時間	
家族構成 （兄弟、その他は具体的に） 備考（別居などあれば）		

3 ケアの状況について

本人が担っているケアの内容

家事（食事を作る、掃除、洗濯、アイロンがけ、食事の片付け）
買い物 外出の付き添い 通院の付き添い
家族の身体介護（衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理等）
家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助
見守り（直接的介助ではないが、要ケア者の心身の状態を見守り
感情面のケア きょうだいの世話 きょうだいの送迎
通訳（コミュニケーションに困難があり通訳が必要な場合）
手続上の支援（学校への提出物、金銭の管理）
その他

平日 休日

ケアの頻度
（1日あたりのケアの時間）

ケアに対する本人の認識
（日常になっている、精神的に
つらい、役にたてることが嬉しい等）

学校生活・学業に関する状況
（通学状況、宿題の状況、学習
時間、進路相談状況、部活動等）

モデル市町村 様式集：ヤングケアラー支援会議 要否判定会議資料（大府市） 2 / 2

生活に関する状況 (食事、睡眠、遊び、地域で通 っている場所等)	
身体的・精神的健康状態・通 院状況等	
本人が家族の状況やケアにつ いて、誰かに話しているか	

4 ケアを必要としている家族について

生活保護受給有無	有・無	その他の家族状況	
ケアを必要としている家族の続柄、氏名、年齢	続柄 () 氏名 () 年齢 ()		
ケアを必要としている家族の続柄、氏名、年齢	続柄 () 氏名 () 年齢 ()		
ケアを必要としている家族の続柄、氏名、年齢	続柄 () 氏名 () 年齢 ()		
ケアを必要としている家族の続柄、氏名、年齢	続柄 () 氏名 () 年齢 ()		
ケアを必要としている家族の続柄、氏名、年齢	続柄 () 氏名 () 年齢 ()		
家族の状況 (複数人ケア相 手がいる場合は、それぞれ がわかるように)	① 高齢者 (65 歳以上) ② 認知症 ③ 要介護 (介護が必要な状態) ④ 認知 症 ⑤ 身体障がい ⑥ 知的障害 ⑦ 精神疾患 (発達障害等) ⑧ 精神疾患以外の 慢性疾患 (がんや糖尿病等) ⑨ 依存症 (アルコール、ギャンブル等) ⑩ 日本国を母国としない ⑪ その他		
疾患・障がい等の状況 (名称、発症年月日、経過 等)			
必要なケアの内容			
すでに受けている支援内 容 (行政サービス等)・頻度			
すでに携わっている支援 機関			
家族側の意向			
その他の家族の状況 留意点・特記事項			

5 会議結果

判定結果	判定
上記の判定結果に至っ た理由	
判定後の方針	
(支援を必要とする場 合)決定される関係部 署・機関	
支援連絡会議開催時期	年 月

★今後の継続支援の方向性は、3つの方向性 (A・B・C) から選択する

A 判定	B 判定	C 判定	D 判定
緊急性がみられ、支援連 絡会議を開催する 開催時期は、上記へ記載	B-1 1 か月に 1 回情報 元へ連絡 B-2 3 か月に 1 回情報 元へ連絡	ヤングケアラーと判定 しない または ヤングケアラー終了	保留 情報が少ないため判断 できない 情報収集後再度開催

モデル市町村 様式集：ヤングケアラー支援要否判定会議 結果（大府市）

大府市ヤングケアラー支援要否判定会議 結果

学校名 _____
 対象者氏名 （ 学年 ） _____
 きょうだい児氏名 _____

支援開始日	令和 年 月 日
判定理由	
判定結果	
支援終了日	令和 年 月 日

A 判定	B 判定	C 判定	D 判定
緊急性がみられ、支援 連絡会議を開催する 開催時期は、上記へ記 載	B-1 1 か月に 1 回情報 元へ連絡 情報収集、共有する B-2 3 か月に 1 回情報 元へ連絡	ヤングケアラーと判 定しない または ヤングケアラー終了	保留 情報が少ないた め判断できない 情報収集後再度 開催

モデル市町村 様式集：ヤングケアラー支援連絡会議 記録（大府市）

第回大府市ヤングケアラー支援連絡会議 記録

日時：
場所：

（出席委員）
（事務局）

管理番号 _____
氏名 _____

支援方針		
会議録要約		
課名	協議事項（案）	協議結果・役割等
支援経過の継続 確認の要否	要・否	要の場合 次回支援連絡会議 （令和年月頃）

モデル市町村 様式集：YC アセスメントシート（春日井市）

YCアセスメントシート

① 虐待（ネグレクト）の可能性はある	YES	NO	不明
必要な通院・受診ができていない、服薬できていない、保険証がない	☐	☐	☐
極端に太っている、太ってきた、痩せている、痩せてきた	☐	☐	☐

YES → 虐待対応（ネグレクト）

NO → ※ヤングケアラーの内容に起因すると思われる項目※

② こどもの権利が侵害されている可能性はある	YES	NO	不明
給食時に過食傾向がみられる	☐	☐	☐
欠席・遅刻・早退が多い、不登校	☐	☐	☐
学校にいるべき時間に、学校以外で姿を見かけたことがある	☐	☐	☐
幼稚園や保育園に通園できていない	☐	☐	☐
生活のために就職・アルバイトをしている	☐	☐	☐
幼い兄弟を送迎している	☐	☐	☐
家族の介助・付き添いをしていることがある	☐	☐	☐
身だしなみが整っていない（季節に合わない服装など）	☐	☐	☐
	☐	☐	☐

NO →

③ YCの可能性はある	YES	NO	不明
家族構成（ひとり親、兄弟が多いなど）	☐	☐	☐
介護が必要な高齢者がいる	☐	☐	☐
障がいを持った家族がいる	☐	☐	☐
精神疾患などを持った家族がいる	☐	☐	☐
家族に虐待歴がある	☐	☐	☐
親が多忙	☐	☐	☐
経済的に苦しい	☐	☐	☐
親の生活能力・養育力が低い	☐	☐	☐
日本語が不自由な家族がいる	☐	☐	☐
近くに頼れる親族がいない	☐	☐	☐

NO → 支援が必要な可能性はある

YES →

④ こども自身が負担感を感じている可能性はある	YES	NO	不明
こども自身がサポートに費やしている時間が1日に1時間以上である	☐	☐	☐
サポートがあることでこどものやりたいことができなくなっている	☐	☐	☐
こどもから「つらい」などの訴えがある	☐	☐	☐
こども以外にサポートをしているきょうだいがいる	☐	☐	☐

NO → 支援が必要な可能性はある

YES →

支援の
必要性がある

	対象者	内容	1日のサポート時間
こどものサポート状況			

モデル市町村 様式集：問診票（春日井市）

問診票

1. ケアの内容と量

※看護
多：週4日以上
中：週2～3日、小：週1日

内容	時間/日	対象	頻度	本人負担感
掃除		☐ 自分 ☐ 全員	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
料理、洗濯い		☐ 自分 ☐ 全員	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
買い物		☐ 自分 ☐ 全員	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
洗濯		☐ 自分 ☐ 全員	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
銀行等でのお金の出し入れ・書類の記入や手続き等		☐ 自分 ☐ 全員	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
各機関（病院・施設・学校等）との調整やTEL対応		☐ 自分 ☐ 全員	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
家にお金を入れるためにアルバイト		☐ 自分 ☐ 全員	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
通訳や手話など		☐ 自分 ☐ 全員	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
衣服の着脱補助		☐ 自分 ☐ 全員	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
入浴等の補助		☐ 自分 ☐ 全員	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
食事の補助		☐ 自分 ☐ 全員	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
排泄等の補助		☐ 自分 ☐ 全員	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
ケア対象者の見守り（他のことができない）		☐ 自分 ☐ 全員	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
ケア対象者の外出の同行、付き添い		☐ 自分 ☐ 全員	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
きょうだいの送迎		☐ 自分 ☐ 全員	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
きょうだいの世話（上記以外の内容）		☐ 自分 ☐ 全員	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
その他（ ）		☐ 自分 ☐ 全員	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少

2. ケアの影

項目①	本人の感じ方	項目②	本人の感じ方
よく	時々	よく	時々
良いことをしていると感じる		いやなことをしなくてはならないと感じる	
ケアしている人を助けていると感じる		ストレスを感じる	
家族の絆が強まったと感じる		逃げ出したいと思う	
自分に自信を持つようになった		とても孤独だと感じる	
役に立つことを学んでいると感じる		自分では対応できないと思う	
両親が自分を誇りに思っていると感じる		やらなければならないことが常に頭にある	
自分が好きになった		耐えられないほど悲しいと感じる	
困りごとに前よりうまく対処できるようになった		自分のことばかりに気がかけることができない	
助けているのが気分が良い		生きている価値がないように思う	
自分が役に立っていると感じる		十分な睡眠がとれてない	

項目①合計

項目②合計

影響度

0:肯定的な影響はない(○)
1-8:わずかな肯定的影響(△)
9-13:多くの肯定的影響(×)

A:項目①②とも○
B:項目①もしくは②○
C:項目①②とも×

モデル市町村 様式集：問診票【記入例】（春日井市）

問診票

1. ケアの内容と量 (記入例)

内容	時間/日	対象	頻度	本人負担感
掃除		☐ 自分 ☐ 全員 ☐ その他()	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
料理、皿洗い	1	☐ 自分 ☒ 全員 ☐ その他()	☐ 多 ☒ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
買い物	1	☐ 自分 ☒ 全員 ☐ その他()	☐ 多 ☒ 中 ☐ 少	☐ 多 ☒ 中 ☐ 少
洗濯	1	☐ 自分 ☒ 全員 ☐ その他()	☐ 多 ☒ 中 ☐ 少	☐ 多 ☒ 中 ☐ 少
銀行等でお金の出し入れ・書類の記入や手続き等		☐ 自分 ☐ 全員 ☐ その他()	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
各機関（病院・施設・学校等）との調整や対応		☐ 自分 ☐ 全員 ☐ その他()	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
家にお金を入れるためにアルバイト		☐ 自分 ☐ 全員 ☐ その他()	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
通訳や手話など		☐ 自分 ☐ 全員 ☐ その他()	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
衣服の着脱補助		☐ 自分 ☐ 全員 ☐ その他()	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
入浴等の補助		☐ 自分 ☐ 全員 ☐ その他()	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
排泄等の補助		☐ 自分 ☐ 全員 ☐ その他()	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
食事の補助		☐ 自分 ☐ 全員 ☐ その他()	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
ケア対象者の見守り（他のことができない）		☐ 自分 ☐ 全員 ☐ その他()	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
ケア対象者の外出の同行、付き添い		☐ 自分 ☐ 全員 ☐ その他()	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
きょうだいの送迎	1	☐ 自分 ☐ 全員 ☒ その他(弟)	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☒ 中 ☐ 少
きょうだいの世話（上記以外の内容）		☐ 自分 ☐ 全員 ☐ その他()	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少
その他 ()		☐ 自分 ☐ 全員 ☐ その他()	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少	☐ 多 ☐ 中 ☐ 少

※頻度
多：週4日以上
中：週2～3日
少：週1日

2. ケアの影響

2:よく(よく感じる)、1:時々(時々感じる)、0:全く(全く感じない)

項目①	本人の感じ方	
	よく	時々
良いことをしていると感じる	○	
ケアしている人を助けていると感じる		○
家族の絆が強まったと感じる		○
自分に自信を持つようになった		○
役に立つことを学んでいると感じる		○
周囲が自分を誇りに思っていると感じる		○
自分が好きになった		○
困りごとに前よりうまく対処できるようになった		○
助けているのが気分が良い		○
自分が役に立っていると感じる		○

2:よく(よく感じる)、1:時々(時々感じる)、0:全く(全く感じない)

項目②	本人の感じ方	
	よく	時々
いやなことをしなくてはならないと感じる	○	
ストレスを感じる	○	
逃げ出したいと思う		○
とても孤独だと感じる		○
自分では対処できないと思う		○
やらなければならないことが常に頭にある		○
耐えられないほど悲しいと感じる		○
自分のことあまり気にかけることができない		○
生きている価値がないように思う		○
十分な睡眠がとれていない		○

項目①合計

4

○

+

項目②合計

10

○

↑

影響度

AA

0:肯定的な影響がない(○)
1-12:わずかな肯定的影響(○)
13+:多くの肯定的影響(×)

AA:項目①②とも○
A:項目①②もしくは②○
B:項目①②とも×

2025.2ver

支援者向け
ヤングケアラー支援ガイドブック
～ 福祉サービス等の手引き ～
(市町村名)

このガイドブックは、ヤングケアラー支援に関わる方向けに、福祉サービス等についてまとめ
たものです。
ヤングケアラーに関わる様々な分野の方に手に取っていただき、(市町村名)におけるヤングケ
アラー支援の全体像を知っていただくとともに、ヤングケアラーとその家族の困りごとに応じて
利用できそうなサービス等を確認するために活用してください。

ヤングケアラーに関する Web サイトの御案内

★ ヤングケアラーについて詳しく知りたい方は、こども家庭庁の特設サイトをご覧ください。

こども家庭庁「ヤングケアラー 特設サイト」
<https://kodomo.shien.cfa.go.jp/young-carer/>
「ヤングケアラーのこと」で検索

★ (市町村名)のヤングケアラーに関する情報は、公式 Web ページに掲載しています。

(市町村名)「ヤングケアラーについて」
<https://www.>
「(市町村名) ヤングケアラー」で検索

★ 国や愛知県のヤングケアラーに関する情報は、以下の Web ページをご覧ください。

こども家庭庁「ヤングケアラーについて」
<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>
「こども家庭庁 ヤングケアラー」で検索

愛知県「ヤングケアラーについて」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jidoukatei/aichiyoungcarer.html>
「愛知県 ヤングケアラーについて」で検索

支援者向け
ヤングケアラー支援ガイドブック
～福祉サービス等の手引き～

0000 年 00 月 発行
〇〇市町村 〇〇部 〇〇課室
〒000-0000
(所在地)

ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことです。



出典：こども未来局「ヤング・アワー・キャリアサイト」(<https://kodomo-shien.cfa.go.jp/young-career/public/>)

ただ、ひとまとめに「ヤングケアラー」といっても、一人ひとりの状況や認識、家族やケアへの想いは様々です。ここで、ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒントを紹介します。

ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒント

- ャンクアラは、成長や発達の中でアを担うため、年齢に合わない過剰な負担を子どもと時代に負った場合、その後の人生に大きな影響を受けることがある。
- 子どもは自分の役割しからず、習ったことが多く、客観的な視点も乏しくいから、自分の居る家内や得物他、他と異なることに気づくとき、現在の状況が当たり前だと感じてしまうことが少なくない。
- 本人や家族に自覚がない状態で、自分からサポートを求めることも稀しい。
- 家内のこととを知らないうちに思っていることも多い、家内が何気なく言ふことを取り受けし、家内のこととを知らないうちに思っていることも多い、家内はいつかやめることを知っていることも多い。
- 本人としてはアを止めた方がいいわけではなく、負担のことは隠すようなものにも思っていることも多い。
- いという慣れがあることも少なくない、アすることとを指定される自分がしてまたこれを指定されたらうに思っていることも多い。
- アをしてもいい状況について可哀そうと嫌がられることを嫌がある場合もある、家内をアすることによって嫌になる、責任感が芽生える等の良い面もある、単純に悪いことだと思いたくない。
- ケアを受けている家内を悪く言われたくないと感じている場合も多く、ヤンクアラの役割を子どもに担わされているという面でも家内が苦められることと本人が傷つく可能性もある。
- 信頼できる大人は少ないと思っていることも多い、大人に助けられ経験が少なく、人に頼ろう、相談しようという発想がない場合もある。
- 家内が健常時、精神的に余裕がないことも多く、本人は苦しいと感じる場合も少なくない場合もある。
- 大人が役割を担ったことで子どもの子と自分を含むいことや人へびていけることもあり、また、現実的な道があるという点もあり、環境がよければいい。

出版：多岐関・多岐種連席によるヤンググアツァー支援マニュアル #2022. For information, contact Deloitte Tomatsu Group.

1

ヤングケアラーへの支援体制

子ども・若者育成支援推進法では、「家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、関係機関等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記しています。

(市町村名)では、(支援体制の名称)において、様々な分野の関係部署・機関と連携しながら、包括的なヤングケアラー支援を進めています。

(支身体制の名称)	イメージ
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 【事務局】	関係機関
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇センター
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇学校
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇センター
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇協会
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇委員

この表は、左側に支身体制（会連体など）の「構成部署」を右側に構成部署が所管している「関係機関」を記載するイメージです。

- ・このほか、
 - 項目名を「構成機関」に統一して、関係部署・機関を列記する
 - 支身体制が会連体ではない場合は、左側を「関係部署」などに変更する
- など、市町村の実情に合わせて、適宜ご変更ください。

支援体制のイメージ図、支援の流れなど（必要に応じて）

2

利用できる可能性がある福祉サービス等

ヤングケアラーとその家族は、様々なケースが想定されます。
次ページ以降では、利用できる可能性がある福祉サービス等の別を、分野別に番号を付けて紹介しています。

分野	主な内容	掲載ページ
A 子どもがいる家庭への支援	- 子どもを預かる - 子どもへの支援（学習支援、居場所） - ひとり親家庭への支援 - 家事支援、その他	4 ページ
B 高齢者のための支援	- 相談支援、要介護認定など - 介護保険サービス - 自宅で利用するサービス - 施設に通って利用するサービス - 施設に宿泊するサービス - その他	5 ページ
C 障害のある方のための支援	- 相談支援、サービス利用申請など - 障害福祉サービス - 施設に宿泊するサービス - 自宅で利用するサービス - 施設に通って利用するサービス - 施設に宿泊するサービス	7 ページ
D コミュニケーションのための支援	- 手話通訳、要約筆記 - 日本語教室、外国人相談	9 ページ
E 生活を支えるための支援	生活保護、生活困窮者自立相談支援、生活福祉資金貸付制度	9 ページ
F 困りごと全般に関する相談	—	9 ページ
G その他の相談	—	10 ページ

（各福祉サービス等の詳しい利用条件などの詳細は、それぞれの担当までお問合せください。）

<留意事項>

すべてのヤングケアラーが、福祉サービス等による具体的な支援を求めているとは限りません。
緊急時を除き、福祉サービス等につなぐことだけでなく、まずは、身近な支援者の方が、ヤングケアラー本人や家族の話を聞き、要望を確認したり、気持ちに寄り添うことが重要です。
その上で、福祉サービス等の情報を提供したり、自機関で対応できることを検討しつつ、本人や家族の同意の上で他機関につなぐなど、集らずに信頼関係を築きながら対応を進めることが大切です。

支援者向けガイドブック フォーマット：3～4 ページ

A 子どもがいる家庭への支援

子どもを預かる

A-1	保育園、認定こども園	内容	担当
A-1	保育園、認定こども園	保護者が仕事、病気等により家庭でこどもを保育することができない場合に預かります。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
A-2	一時保育・一時預かり	生後6か月以後の未就学児で、その保護者が急な用事で保育できないときなどに、一時的に預かります。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
A-3	放課後児童クラブ	保護者が労働等により、翌朝家にいない場合に、その家庭の小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供します。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
A-4	短期入所生活援助事業（ショートステイ）	18歳未満のこどもで、一時的に家庭における子育てが困難になった時に、施設で預かります。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
A-5	夜間保護事業（トワイライトステイ）	18歳未満のこどもで、保護者が夜間・休日の仕事等により不在となる時に、施設で預かります。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000

子どもへの支援（学習支援、居場所）

A-6	放課後子ども教室	地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流といった活動を実施します。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
A-7	地域未就学	中学生・高校生を対象として、地域住民の協力による学習支援を実施します。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
A-8	子どもの学習・生活支援事業	困難世帯の子どもへの学習支援や生活困難などに関する支援、保護者からの連絡などの相談にのります。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000 〇〇〇〇〇〇センター 000-0000
A-9	こどもの生活・学習支援事業	ひとり親世帯や困難世帯の子どもを対象に、生活習慣に関する支援や学習支援などを行います。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
A-10	子ども食堂	地域のつながりを活かし、子どもや子育て世帯等へ食事の提供等を行います。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000

ひとり親家庭への支援

A-11	児童扶養手当、〇〇市町村ひとり親家庭手当、県費助成金	ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健全な育成を図るため手当を支給します。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
A-12	ひとり親家庭等児童生活支援事業	入院や出張等により一時的に生活に支障が生じたときに、支援員が家事等を支援します。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
A-13	母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭を支援するための貸付金です。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000 〇〇〇〇〇〇センター 000-0000

家事支援、その他

A-14	子育て世帯訪問支援事業（家事支援）	家事・子育てに不安や負担を抱えている家庭等を訪問し、家事・子育ての支援による負担軽減を行います。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
A-15	ファミリー・サポート・センター	子育ての「援助を求めたい」と「援助したい人」が会員となり、会員の有償ボランティアのマッチングを行います。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000

B 高齢者のための支援			・ それぞれの市町村の担当課等を記載してください ・ 掲載内容は、市町村の状況等に応じて変更してください (独自事業の追加、未実施事業の削除、名称・内容の変更等)	
B-1	地域包括支援センター による相談支援	高齢者の介護、生活の困りごと等の相談に応じます。	地域包括支援センター	000-0000
B-2	要介護認定申請	介護保険の各種サービスを利用するための要介護認定申請を受け付けます。	多岐ある場合は 別ページの ※コード表示	000-0000
B-3	ケアプランの作成	介護保険サービスを利用するための計画を作成します。	000-0000	000-0000
○ 介護保険サービスの一覧 (B-5～B-19)				
自宅で利用するサービス				
B-4	訪問介護	ホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の援助を行います。	000-0000	000-0000
B-5	訪問入浴介護	介護職員と看護職員が家庭を訪問し、介護用の浴槽を用意して、入浴の介護を行います。		
B-6	訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師等が家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。		
B-7	訪問リハビリテーション	居宅での生活を向上させるために、理学療法士や作業療法士等機能回復訓練の専門家が訪問し、リハビリテーションを行います。		
B-8	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、栄養管理士等が訪問し、療養上の指導を行います。		
B-9	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、定期的な訪問や、通期による訪問で、介護と看護の連携したサービスを行います。		

施設に就いて利用するサービス			・ それぞれの市町村の担当課等を記載してください ・ 掲載内容は、市町村の状況等に応じて変更してください (独自事業の追加、未実施事業の削除、名称・内容の変更等)	
B-10	通所介護（デイサービス）	通所介護施設（デイサービスセンター）で、入浴や食事等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。	000-0000	000-0000
B-11	通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や医療機関等で、心身の機能の維持回復を図り、食事、入浴等の日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。		
施設に宿泊するサービス				
B-12	短期入所生活介護／療養介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等に短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練等が受けられます。	000-0000	000-0000
施設入所サービス				
B-13	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。	000-0000	000-0000
B-14	介護老人保健施設	状態が安定している方が在宅設備できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。		
B-15	介護医療院	最期にわたる療養を必要とする方のための施設です。		
B-16	認知症対応型共同生活介護	認知症の状態にある方が共同生活をする施設で、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。		
その他				
B-17	福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための用具や機能訓練のための用具を貸与します。	000-0000	000-0000
B-18	福祉用具購入費の支給	在宅生活維持のために、福祉サービスを利用して、指定を受けている事業所で支給対象の福祉用具を購入した時は、購入費の7～9割を施設費より支給します。		
B-19	住宅改修費支給	在宅生活維持のために、福祉サービスによって居住する住宅を改修した時は、その費用の7～9割を施設費より支給します。		

C 障害のある方への支援

・ それぞれの市町村の担当課等を記載してください
・ 掲載内容は、市町村の状況等に応じて変更してください
(科目事業の追加、未実施事業の削除、名称・内容の変更等)

	内容	担当
C-1	障害のある方の相談支援	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
C-2	障害福祉サービスの利用申請	
C-3	障害福祉サービスの利用計画の作成	

○ 障害福祉サービスの一覧 (C-4-C-16) 自宅で利用するサービス (障害者・児共通)

	内容	担当
C-4	居宅介護 (ホームヘルプ)	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
C-5	重度訪問介護	
C-6	同行介護	
C-7	行動援護	
自宅で利用するサービス (障害児)		
C-8	児童発達支援 (居宅訪問型)	〇〇〇〇〇〇課 000-0000

支援者向けガイドブック フォーマット : 7~8 ページ

・ それぞれの市町村の担当課等を記載してください
・ 掲載内容は、市町村の状況等に応じて変更してください
(科目事業の追加、未実施事業の削除、名称・内容の変更等)

施設に就いて利用するサービス (障害者)

	内容	担当
C-9	自立訓練	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
C-10	就労移行支援	
C-11	生活介護	
C-12	就労継続支援 A 型	
C-13	就労継続支援 B 型	
施設に就いて利用するサービス (障害児)		
C-14	児童発達支援	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
C-15	放課後等デイサービス	
施設に就いて利用するサービス (障害者・児共通)		
C-16	短期入所 (ショートステイ)	〇〇〇〇〇〇課 000-0000

G その他の相談

	内容	担当
G-1	妊娠・産後・乳幼児の相談 保健師が産後の心配事やお子さんの気になる事について相談に応じます。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
G-2	女性相談 女性の悩みについての相談に応じます。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000 市町村に無い場合など 〇〇〇〇〇〇センター 〇〇〇〇〇〇課 000-0000
G-3	メンタルヘルス相談 こころの健康に関する様々な相談に応じます。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000 市町村に無い場合など 〇〇〇〇〇〇課 000-0000
G-4	不登校等に関する相談 公立小中学校の不登校やいじめに関する相談に応じます。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000 各県立高校にお問 合せください
G-5	若者・外国人未就労 中学卒業後の進路未定者や高校中途退学者等を対象とした 高卒認定試験合格のための無料の学習支援及び相談・ 助言を行います。	愛知県 Web ページ 
G-6	依存症に関する相談 アルコール (1)・薬物 (2)・ギャンブル等依存症 (3) に悩む方の相談に応じます。	愛知県健康センター 0952-951-5015 0952-942-5377 0952-951-1722
G-7	難病患者に関する相談 アルコール依存症に悩む方の相談に応じます。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
G-8	若者の就労に関する相談 難病を抱えながら生活している患者及び家族に対して 生活上の悩みや不安を解消できるように相談に応じま す。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000 勤労支援センター 
	職業選択サポートや、臨床心理士・キャリアコンサル タントによる就労相談 (予約制) などを行います。	県立健康センター 052-232-2352 市町村に無い場合など

10

D コミュニケーションのための支援

	内容	担当
D-1	手話や要約筆記がコミュニケーション手段とする聴覚 障害者等に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣しま す。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
D-2	日本語教室 外国語が日本語でない方に、日本語を学習する教室を 開催します。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
D-3	外国人相談 在住外国人向けに、行政サービスに対する悩みや不安 を軽減するため、多言語で相談に応じます。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
D-4	あいち多文化共生セン ター 外国人市民の生活上の相談に多言語で対応するほか、 様々な情報を提供しています。	052-961-7902 市町村に無い場合など

E 生活を支えるための支援

	内容	担当
E-1	生活保護 経済的に困難な世帯に対して、健康で文化的な最低 限度の生活を保障するとともに自立に向けた支援を行 います。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000 市町村に無い場合 〇〇〇〇〇〇センター 000-0000
E-2	生活困窮者自立相談支 援 収入や食料、家計のやりくりで困っている人などに対 し、支援員が相談に応じ、必要な制度を紹介するなど の支援を行います。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000 市町村に無い場合 〇〇〇〇〇〇センター 000-0000
E-3	生活福祉資金貸付制度 低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支える とともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図るこ とを目的として、一定の資金を貸し付けます。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000

F 困りごと全般に関する相談

	内容	担当
F-1	ヤングケアラーに関する相談 ヤングケアラーとその家族に関する相談に寄り添い、 サポートを行います。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
F-2	子ども・若者に関する相談 子ども・若者本人やそのご家族からの様々な悩みや不 安について、相談に応じます。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000
F-3	福祉総合相談 福祉の分野に問わず、日常生活上の心配ごとについ て幅広く相談に応じます。	〇〇〇〇〇〇課 000-0000

9

多機関連携を考えるワークショップ

用意するもの 大きめのふせん2色（例：黄と青）、発表用紙（1人1枚、A3コピー用紙で可）

1 目的

ヤングケアラーを早期に把握して支援につなぐためには、福祉、介護、医療、教育等に係る関係機関・団体が個別に機能するだけでなく、お互いの業務を理解した上で連携して取り組むことが重要である。

そこで、グループワークを通じて、自所属によるヤングケアラー支援の取組可能性や、他所属・他機関との協力・連携の重要性を考える。

2 方法

（1）自所属で取り組めることの整理【個人ワーク】

ヤングケアラー支援に関して、自所属で取り組めそうなことについて、青色ふせんに記載してください。（目標：5個以上（思いつくまま、たくさん））

<考えるヒント>

- ・事前の研修動画、市町村モデル事業の取組紹介などを思い出しながら・・・
- ・参加者自身の所属における担当業務・所管業務や、これまでの経験を踏まえると・・・
- ・もし、自分がヤングケアラーと思われる子ども・家庭を見つけたら・・・
- ・もっとヤングケアラー支援の輪を広げるためには・・・

- （例えば・・・
- ・個別ケースへの相談対応
 - ・ヤングケアラーへの学習支援
 - ・研修会の場所確保
 - ・〇〇分野の関係機関への周知啓発 など
- ）

（2）他所属や他機関に取り組んで欲しいことの整理【個人ワーク】

ヤングケアラー支援に関して、自所属で取り組むことが難しく、他所属・他機関に協力を依頼したいことを、黄色ふせんに記載してください。（目標：1～2個を厳選（時間の都合上））

<考えるヒント>

- ・基本的には、（1）を思い浮かべつつ、自所属では手の届きにくい部分を考える。

- （例えば・・・
- ・個別ケースの見守り
 - ・ヤングケアラーへのヘルパー派遣
 - ・研修会の講師
 - ・△△分野の関係機関への周知啓発 など
- ）

（３）自己紹介【グループワーク】

所属、名前、所属の所管業務、自分の担当業務など

（４）マッチング作業【グループワーク】

- ① １人目が、「他所属等に取り組んで欲しいこと（黄色ふせん）」を説明し、発表用紙に貼る。
- ② グループメンバーで、①の希望に応えられる「自所属で取り組めること（青色ふせん）」があれば、黄色ふせんのそばに貼る。
- ③ ２人目以降も同様に①②を繰り返す。同じ内容の「黄色ふせん」は、くっつけて貼る。
- ④ 全員の黄色ふせんが終了後、各自の手元に残った「青色ふせん」の内容を紹介する。
- ⑤ 「黄色ふせん」のうち、マッチングしなかった内容（「青色ふせん」がなかった内容）があれば、グループで対応方法を検討してみる。
- ⑥ マッチング作業の感想、研修全体の感想を共有する。

（５）発表【グループワーク】

マッチング作業の結果概要を説明する。

（発表例）

- ・どんなニーズ（黄色）があって、どんな所属・機関による対応（青色）がマッチしたか
- ・マッチングしなかったニーズ（黄色）は何か
- ・グループ内で出た感想の概要

３ 進行時間の目安

（１）自所属で取り組めることの整理		５分
（２）他所属や他機関に取り組んで欲しいことの整理		３分
（３）自己紹介		６分
（４）マッチング作業		１５～３０分 ※
（５）発表	準備	５分
	発表	各Ｇ１～２分ずつ
合計		４５～６０分程度

※ 2024年度の地区別研修では、「（４）マッチング作業」の所要時間を１５分と設定しましたが、一部の参加者から「時間が短かった」との意見がありました。

参加者に対して「どこまで進みましたか？」などと声掛けし、各グループの進捗状況を確認しながら、柔軟に時間調整したほうがよいでしょう。

連携支援 十か条

- 一 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、**家族を責めることなく**、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、**本人の意思を尊重**して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 三 **ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え**、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することなく、**支援が包括的に行われること**を目指すこと
- 五 **支援を主体的に進める者(機関)は誰か**、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、**すべての者(機関)が問題を自分事として捉えること**
- 七 **各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解**し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、**インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索**するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、**意思決定のためのサポート**を忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、**日頃から顔の見える関係作り**を意識すること

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル ～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」から引用

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

